別添１

桶川市学校給食費管理システム導入業務仕様書

令和４年５月

桶川市

１　件名

桶川市学校給食費管理システム導入業務

２　目的

令和５年４月から学校給食費の徴収及び滞納情報の管理等の一連の業務を市において実施するため、学校給食費システム（以下「システム」という。）を導入することにより、給食を喫食する児童・生徒等における学校給食費の管理・徴収及びそれに関連する情報について、事務の確実性の向上と迅速化、効率化を図ることを目的とする。

３　現行の業務

学校給食における学校給食費の調定・収納・徴収管理業務及び食数管理

(1) 学校給食対象者（令和４年度　令和４年４月１日現在）

　　小学校 　　７校（　３，５４６名）

　　中学校 　　４校（　１，７５２名）

　　教職員等 １１校（　　　５００名）

(2) 学校給食費

小学校の児童（月額４，０００円、１食あたり２３４円）

※小学校の教職員又はこれに準じるものは小学生児童と同じ

中学校の生徒（月額４，５５０円、１食あたり２７２円）

　 ※中学校の教職員又はこれに準じるものは中学生生徒と同じ

４　業務の範囲

本システム導入における主な業務は次のとおりであり、システム導入にかかる一連の作業すべてを本業務の対象とする。

ただし、令和５年３月１日のシステムの運用開始日からのシステム運用保守等については、別途契約を行う予定である。

５　業務の内容

(1) 機器の調達及びシステムの構築、導入業務

　①機器の調達

・システムが問題なく稼働できる機器を準備すること。

・調達する機器については、本市の基幹系ネットワーク上で動作すること。

・サーバ１台、ノートパソコン２台をネットワーク接続した状態で使用可能なこと。

・システム稼働、運用に必要なライセンス等を含むこと

・導入後５年間利用することを考慮し、性能機能が不足とならない構成とすること。

・ハード保守を付属し、ハードウェア故障時にかかる費用が別途発生しないこととし、部品、出張料、技術料を含む5年間のオンサイト保守とする（平日　8：30～17：30。土日祝日及び年末年始12月29日から1月3日を除く)

・サーバ及びパソコンに対して、緊急性の高いものなど、必要に応じてWindowsアップデートを行うこと。

ア　サーバ　1式

・OSはWindowsServer とし、原則、最新のものを導入すること。

・本市の提供する共有コンソールへの接続が可能であること。接続のためのケーブルを準備すること。

・当市サーバ室にあるサーバラックに搭載し、無停電電源装置を含むこと。

・サーバーラックは、HP社　型式P9K07A　品名42U 600×1075mm AdvancedG2となる。搭載は４Ｕ以内とすること。

・無停電電源装置は、電源管理ソフトウェアを準備し、導入サーバを管理し自動シャットダウン機能が有効となること。また、バッテリー交換を含めること。

・データバックアップはサーバ以外の外部媒体へ自動で日次バックアップが出来ること。

イ　ノート型パソコン　2式（同一メーカー、同一仕様）

・教育委員会（本庁４階）に設置し、事務室内におけるネットワーク接続に必要なHUB、LANケーブルを準備すること。

・官公庁向けビジネスユースモデルとして販売されているもの

・想定機器

15.6型デイスプレイ、日本語（ＪＩＳ配列準拠）キーボード、

ＵＳＢポート　３以上

・2要素認証機器及びソフトウェア

・ウイルス対策を実施すること。

※手動でパターンファイルの取得ができること。なお、適用作業は職員が　行うことを想定している

　 ・操作ログ、外部デバイス制御等を行うこと

ウ　プリンタ　　1式

・モノクロ印刷

・両面印刷可能なもの

・給紙・・・Ａ３、Ａ４、手差し

・各帳票（納付書含む）の印刷が問題なくできること

・消耗品については、別調達とする。（トナー等）

②システムの調達

ア　システムの基本要件

　・システム安定稼働及び信頼性を目的として、パッケージソフトを基本とし、要求事項に適合するようにカスタマイズ可能なシステムであること。

・業務担当職員が処理することを基本とするため、すべての業務処理がメニューから容易に行われること。

・ 障害発生時の影響を最小限に抑えるため、データバックアップが容易に行えること。またバックアップしたデータからシステム復旧（整合性確保）できること。

・システムはＩＤ・パスワードによるユーザー認証を可能とし、ユーザーにより使用できる機能が制限できるものとし、ユーザー別の操作ログを記録できる機能を備えていること。

イ　システム機能要件

次の(ア)～(カ)の各業務を行うことのできる機能を有していること。

また、別添「機能要件チェックリスト」に示した機能を有していること。

(ア) 児童・生徒等の情報管理

a. 桶川市内小中学校の給食を食する児童、生徒、教職員など全てを対象とすること。児童・生徒については保護者の氏名も登録することができ、同一世帯であることを世帯番号などで結びつけて管理できること。

b. 就学援助、生活保護の情報が記録でき、適用する期間が設定できること。

c. アレルギーに関する情報が登録、更新、解除できること。またその情報から児童・生徒の情報が検索できること。

d. 毎年学級編成を行い、就学年度に応じた児童・生徒情報を作成できること。

e. 新入生のデータ登録など、大量のデータを登録する際は、職員の入力負担を軽減できるように、ＣＳＶファイル取り込みによる児童・生徒情報等の一括登録が可能であること。

(イ) 喫食管理

a. 各対象者個人の喫食数をカレンダー形式で登録できること。

b. 各対象者個人の喫食・欠食状況を登録、編集することができること。

c. 学校、学年、クラス（登録する場合）別の月間喫食数を確認することができること。また、その結果をＣＳＶ形式等でデータ出力することができること。

d. アレルギー（牛乳飲用有無）の喫食者の管理・集計ができること。

(ウ) 学校給食費管理

a. 学校給食費の日額および月額を登録することができること。

b. 学校給食費の調定額は、各対象者個人の喫食・欠食情報から自動的に反映できること。

c. 年度当初に年間の給食費決定通知書または口座振替通知書が印刷できること。また、年度途中において、変更等が生じた場合には、給食費変更通知書または口座振替通知書を印刷できること。

d. 学校給食費の収納管理は、月額払い・日額払い、口座振替・納付書による現金払いに対応できること。

月途中の転出入などが発生した場合は、学校給食費の精算処理が行えること。

また、未納者の分割納付に対応できること。

e. 市の窓口及び金融機関で支払いができる納付書の作成ができること。

f. 収納状況・未納状況の確認が容易にできること。

(エ) 口座振替管理、入金管理

a. 口座振替データの作成とその結果による消込処理ができること。

b. 口座振替データは全銀協フォーマットで金融機関ごとの口座振替依頼データを作成することができること。また、現行の市税等の口座振替業務と合わせて口座振替が行えること。

c. 各金融機関から返却される振替結果データをシステムへ取り込み、消込処理ができること。

d. 市の会計課等から出力された納付書による現金収納の入金データを取込、消込処理をすることができること。

(オ) 未収入（現年度・過年度）管理

a. 未払いの学校給食費を未収入金として計上し、現年度発生分と過年度発生分で区別できること。

b. 未納状況の照会が行え、督促状等が出力できること。また、その発行履歴管理が行えること。

c. 未納世帯等との折衝履歴の管理ができること。

d. 分割納付への対応や、消滅時効の管理ができること。

(カ) 還付処理

a. 過誤納が生じた場合、還付又は充当の処理が適切に行えること。

b. 還付時の口座振込依頼データを作成することができること。

③構築、導入要件

ア　プロジェクト管理、要件定義、打合せ

　・作業計画等に基づき、業務を実施すること。打合せを適宜実施し、記録を残すこと。

イ　機器の設置作業

　・導入するシステムに関するハードウェアに、システムを稼働させるために必要な環境構築作業（初期設定や搬入設置等）を実施すること。また、機器設定作業費については導入費用に含めること

ウ　機器及びシステムの設定、構築作業

・導入システムに関するハードウェアとソフトウェアに、システムを稼働するために必要な環境構築作業を実施すること。なお、設定内容については、協議のうえ決定すること。

・システムの稼働に必要な、外字ファイル・ファイルサーバ参照先フォルダの設定等環境構築作業を行うこと。

・市既存の基幹系システム及び収納に関するシステムの連携

※学校給食費管理システムは複数台に導入してもミドルウェア及び導入作業費用以外が追加とならないライセンス体系であること。

・ハードウェアの動作確認及び性能調整に関する作業を実施すること。

・当初における、児童生徒等のデータセットアップを行うこと。

エ　テスト

・口座振替データについては事前に桶川市指定金融機関、収納代理金融機関すべてとテストを行う必要があるため、その支援(テストデータの作成等)を行うこと。

・コンビニエンスストアでの収納については事前に収納代行業者とテスト

を行う必要があるため、その支援(テストデータの作成等)を行うこと。

オ　研修及びマニュアル

・初期導入にあたり業務担当職員に対し、システムの操作指導を行うこと。また、マニュアルを作成し、納品すること。

④納品物

・学校給食費管理システム一式

・学校給食費管理システムハードウェア 一式

・学校給食費管理システム操作マニュアル 一式

・業務体制図

・作業計画書

・要件定義書

・基本、詳細設計書

・テスト計画書、テスト結果

・打合せ議事録

・導入機器一覧

・システム構成図

・IPアドレス等一覧

・機器設置一覧、設置図

・各種機器保証、ライセンス書類

・その他必要と思われる資料

(2) システムの使用業務（運用保守含む）

　①システムの使用

　　・契約期間中、安定したシステムの使用ができること。

　②運用保守

　　・運用保守等業務については、単年度契約とする。

　　・学校給食費管理システムによる業務が滞りなく実施できるよう、最適な保守を実施すること

　　・定例会を実施すること（年１回以上）

　　・受付時間は市職員の勤務時間（平日8：30-17：15）を原則とし、システムに関する機能・操作方法などの問い合わせ（電話、メール等）に対応すること。

　　・導入した機器及びソフトウェアに重大なバグや脆弱性が発見された場合は、速やかに本市に連絡し、対応を別途調整すること

　　・月次処理、年次処理等の運用支援を行うこと

　　・システムが常に安定稼働する状態を保つため、対象機器及びシステム等の保守作業を実施すること。また障害発生時の早急な復旧を行うための保守体制を確立すること

　　・積算を超える内容の場合は、別途協議とする。その他有償となる基準がある場合は事前に示すこと。

１０　その他

(1) 本業務の実施に当たっては、双方の窓口担当者を定め、十分な連絡・協議と適切な進捗管理に基づいて行うものとする。

(2) 本業務の進行に関し、課題・問題等が生じたときは、双方が協議してその対応策を決定する。

(3) 本業務を通じて知りえた事項については、双方ともに秘密を厳守するものとする。

(4) 本市サーバ室、執務室内にて作業等を行う場合は本市に対し事前に連絡を行うこと。またその際は、名札等を着用し、身分を明確にすること。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、別途、双方が協議してその対応措置を定めるものとする。